

北九州市高齢者支援と介護の質の向上委員会設置要綱（抜粋）

（分科会）

- 第9条 委員会は、第2条に定める事項について、意見交換し助言を行うため、別表1に掲げる分科会を置き、同表に掲げる事項について意見交換し、助言を行う。
- 2 分科会は、委員のうち別表2に掲げるもので構成する。
 - 3 分科会に属する委員は委員長が指名する。
 - 4 分科会に、分科会長及び副分科会長を置く。
 - 5 分科会長・副分科会長は分科会に所属する委員の互選により定める。
 - 6 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。
 - 7 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、副分科会長がその職務を代理する。
 - 8 2以上の分科会にかかる事項については、各分科会長の協議により、合同開催を行うことができる。
 - 9 分科会の会議については、第6条の規定を準用する。
 - 10 分科会の会議録等の公開については、第7条の規定に準じてその会議要旨を作成する。